

迷うことや困ったことがあったときには、 どうしたらいいの？

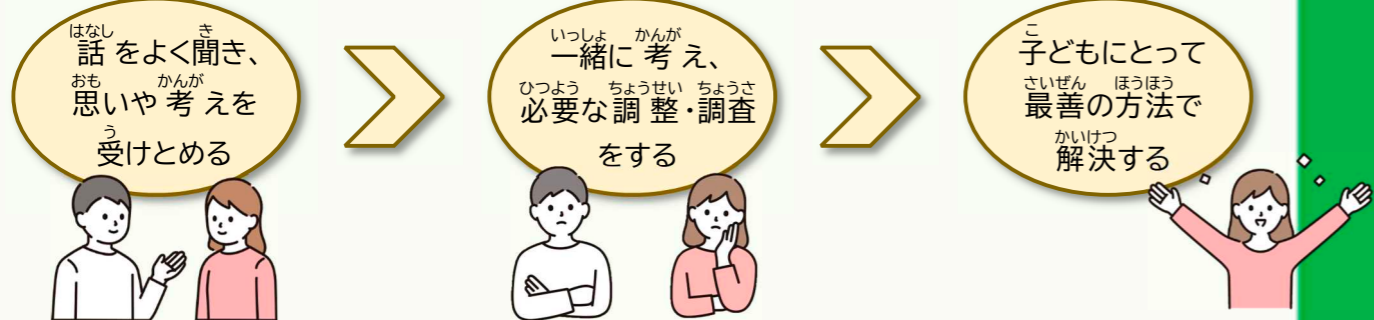
なかのく
中野区には「**子どもオンブズマン**」という人もいます

まわ おとな
周りの大人に
そうだん
相談しよう！



子どもの権利を保障するために、子どもオンブズマン(子どもの権利救済委員)が
設けられました(第24条~第27条)。

子どもオンブズマンはあなたの相談に乗り、あなたにとって最も善いと考えられること
を行います。あなたに代わって調整や調査を行い、関係者にあなたの意見を伝えたり、
改善をお願いすることができます。



子どもオンブズマンへの相談窓口

子ども相談室 **ポカコロ**

げつようび すいようび きんようび こごじ こごじ
月曜日~水曜日、金曜日 午後1時から午後7時まで
どようび ぜんじ
土曜日 午前10時から午後4時まで

※木曜日・日曜日・祝日、年末年始(12/29~1/3)はお休み

★ **電話** 0120-463-931

★ **メール** kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

★ **手紙** 〒164-8501 中野区中野4-11-19
中野区役所7階 子ども相談室 あて



ホームページ



マスコットキャラクター
「だんごず」

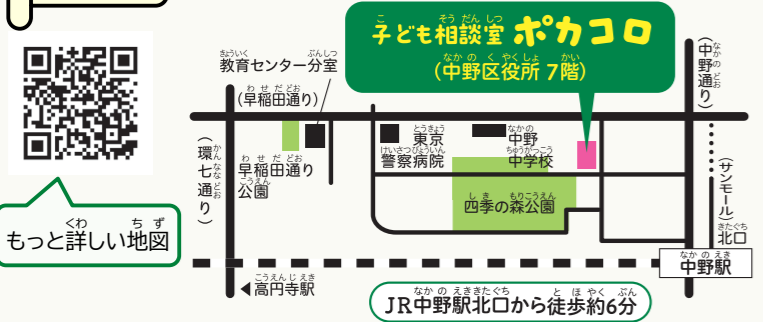


メール相談
フォーム

切手のいらない
専用紙もあります

なかのく こ けんり まも
中野区には、子どもの権利を守る
ための相談室もあるんだよ

地図



とうきょうけいざいだいがく のむらたけしきょうじゅ がくせい
東京経済大学 野村武司教授と学生にこのリーフレット案
をかんが
を考えていただきました。

くりつめいわちゅうがっこう せいと いけん
区立明和中学校の生徒さんにもご意見をいただきました！

ねん がつ
2022年4月スタート!

なかのくこ けんり かん じょうれい 中野区子どもの権利に関する条例 ができました!!



なかのく
中野区シティプロモーションキャラクター
なかのたいま
「中野大好きナカノさん」 ©中野区

すべ ひと う しあわ い
全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための
けんり も けんり こ
権利を持っています。この権利は、子どもであっても
ひとり にんげん たいせつ なかのく こ
一人の人間として大切にされます。中野区は、子ども
をパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、
こ ぜんたい こ せいちょう ささ
子どもにやさしいまち中野をつくっていきます。

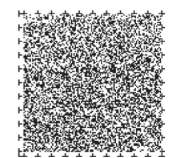
なかのくこ けんり かん じょうれい ぜんぶん
中野区子どもの権利に関する条例 前文より



くわ じょうれい ないよう
詳しい条例の内容は
こちらから



なかのく
中野区



1 そもそも子どもの権利って、なんだろう？

子どもの権利条約※では、大きく以下の4つの権利を定めているよ

生きる権利 ・ 育つ権利 ・ 守られる権利 ・ 参加する権利

※世界中の子どもたちがもつ権利を定めた条約で、1989年に国際連合で採択されました。日本は1994年に批准し、この条約を守ることを決めました。



2 中野区ではどんなことを大切にしているの？

【子どもの権利に対する基本的な考え方】 第3条より抜粋

- 命が守られ、愛情と理解をもって育まれること
- 意見、考え、思いを表明することができ、それらが尊重されること
- 子どもにとって、最も善いことは何かを第一に考えること
- 一人ひとりの個性が尊重され、全ての子どもの権利が保障されること

条例で子どもの権利がちゃんと保障されているよ！



身体的または精神的な暴力を受けないこと

健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること

自分の意見等を表明し、それが尊重されること

権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること

失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること

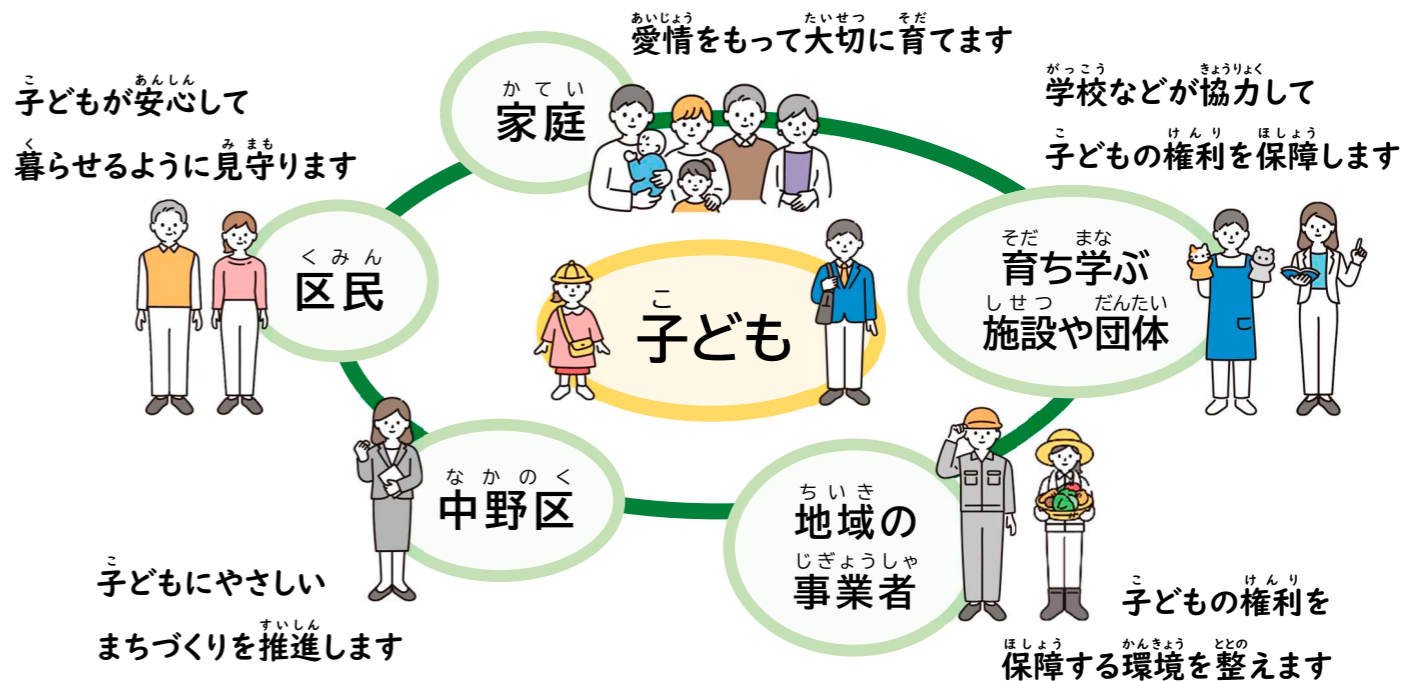
子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること

第9条第1項より抜粋



条例で定められている子どもの権利の全項目はこちらから

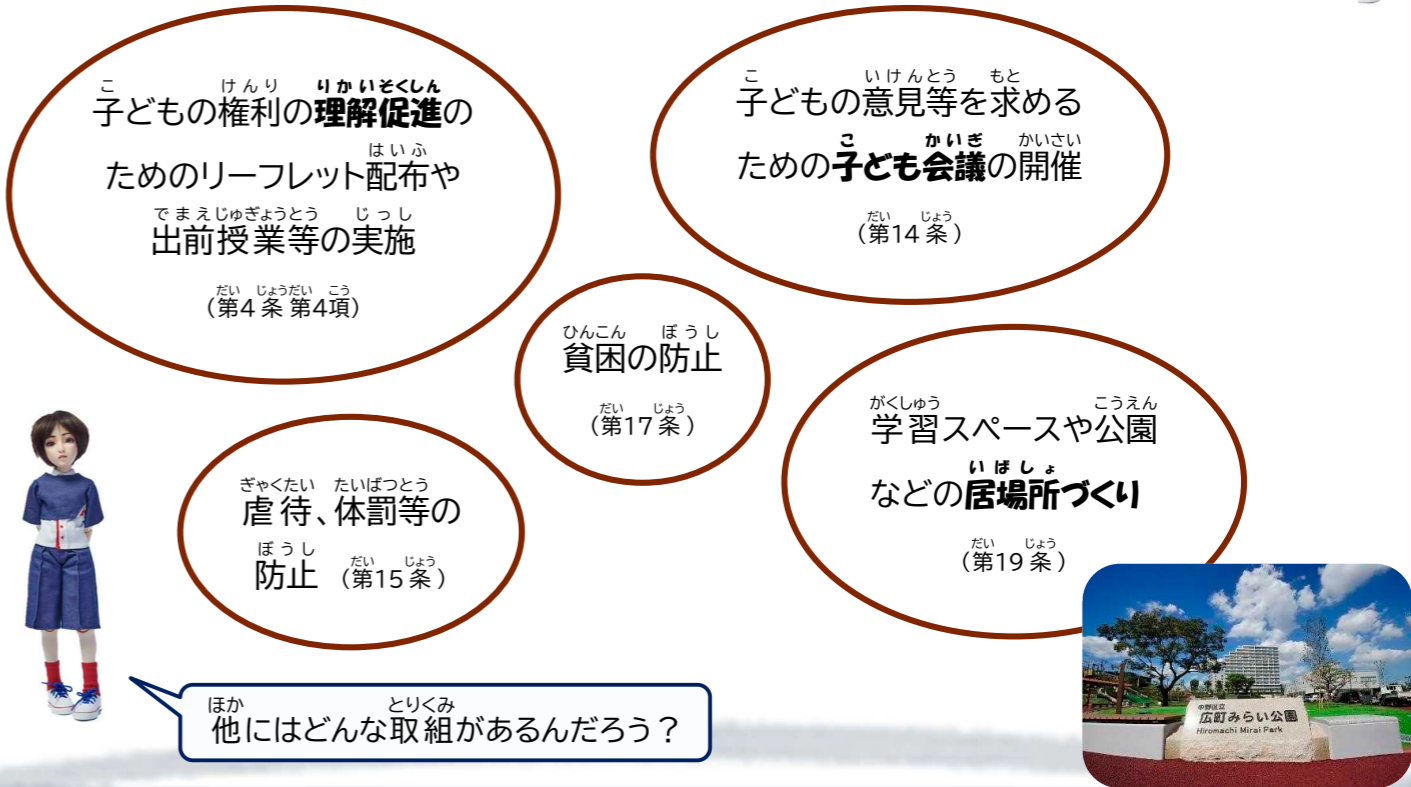
3 誰が子どもの権利を保障してくれるの？



子どもにやさしいまちづくりを推進するために、中野区に関わる大人たちが協力するよ

4 中野区は、子どもの権利を保障するために

どんな取組をしているの？



ほかにはどんな取組があるんだろう？

